

●香川県選挙管理委員会告示第12号

平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
丸亀市	略		丸亀市	略	
	丸亀市飯山総合保健福祉センター	略		丸亀市飯山総合保健福祉センター	略
	丸亀市広島コミュニティセンター	略		<u>飯山総合運動公園体育館</u>	<u>丸亀市飯山町東坂元2713番地1</u>
	略			丸亀市広島コミュニティセンター	略
略			略		
略			略		